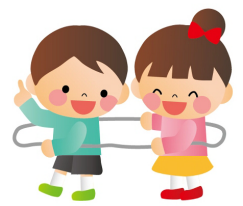


児童手当制度



支給は毎年6月、10月、2月
子どもの明るい未来をみんなで育もう

児童手当制度とは、

家庭における生活の安定とともに、次の社会を担う児童の健やかな成長に資する制度です。

支給対象

市内に居住し、中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方

児童手当の額

（1人当たりの月額）

3歳未満

一律 15,000円

3歳以上小学校終了前

10,000円
（第1子、第2子）

第3子以降は 15,000円
中学生 一律 10,000円

※目安として児童を養育している方の収入が833万円以上ある場合、児童1人当たり月額5,000円を支給します（詳細はお問い合わせください）。

※第1子、第2子、第3子等の数え方は、18歳到達後の最初の3月31日までの間に

ある児童の出生順です。

児童手当支給の主なルール

①原則として、児童が日本国内に住んでいる場合に支給します。

②父母が離婚協議中などにより別居している場合は、児童と同居している方に支給します。

③児童を養育している未成年後見人がいる場合は、その未成年後見人に支給します。

申請は出生や転入から

15日以内に

お子さんが生まれ、他の市区町村から転入したときは、福祉事務所社会福祉係で手続きが必要です（公務員の場合は原則勤務先での手続きとなります）。

原則として、申請した月の翌月分から手当を支給します。

もし、手続きが遅れてしまった場合、さかのぼって支給はできませんので、申請は15日以内にお願います。

6月は現況届の提出月
期限は6月30日（木）

6月分以降の児童手当等を受けるには現況届が必要です。対象者には書類を送付していただきますので、ご確認ください。

現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当等を引き続き受ける要件（一緒に住んでいるかどうかなど）を満たしているかどうかを確認するためのものです。

※提出がない場合には、6月以降の手当が受けられなくなりしますので、ご注意ください。

現況届に必要な書類

- ①健康保険被保険者証の写し、
- ②印鑑、③平成28年1月1日時点で下田市に住民登録のなかった方は、前住所地の市区町村長が発行する課税・非課税証明書（平成27年分）

問合せ先

福祉事務所社会福祉係
（窓口⑥） ☎22216

重度心身障害者の方へ
タクシー利用料金を
助成します

重度心身障害者に対し、初乗り運賃分のタクシー利用券を交付します。

対象者 市内在住で、在宅で生活をする身体障害者手帳1級、2級の方（聴覚障害を除く）、又は療育手帳Aの方
※ただし、左記に該当する方は対象外です。

・自動車税・軽自動車税の減免を受けている方
・社会福祉施設に入所している方

助成の内容

1乗車につき中型及び小型タクシー初乗り運賃の利用券を毎年度1人につき5枚交付します。

申請に必要なもの

- ・障害者手帳・認め印
- ・利用できるタクシー会社
- ・伊豆急東海タクシー
- ・株式会社栄協
- ・ヒフミ自動車（株）
- ・社会福祉法人春栄会ケアセンターうばめ櫛（介護タクシー）

問合せ先

福祉事務所障害福祉係
（窓口⑥） ☎22216

母子家庭等医療費
助成金更新手続きを忘れずに

7月からの受給資格の見直しを行うため、該当する方には6月中旬に申請書を送付しています（納税通知書の発送日が6月中旬となるため）。申請書を提出しない場合、助成が受けられなくなりますのでご注意ください。

提出期限 6月30日（木）

対象者 所得税非課税世帯で次のいずれかに該当し、現に20歳に達する前日までの児童を扶養している者

- ・配偶者と離婚、または死別後現に婚姻していない
- ・配偶者の生死が不明
- ・配偶者から一年以上遺棄されている
- ・配偶者が精神または身体に障害がある
- ・配偶者が一年以上拘禁されている

その他 前年所得の状況により審査を行うので、申告をされていない方は、速やかに済ませてください。

提出・問合せ先

福祉事務所社会福祉係
（窓口⑥） ☎22216